

(様式第1号)

境界確認申請書

年 月 日

埼玉県秩父県土整備事務所長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(電話)

代理人 住所  
氏名 印  
(電話)

私は、下記土地と下記国有地・県有地との境界を確認したいので、必要図書を添えて申請します。

記

1 土地の所在

市 町大字 字  
郡 村 丁目 番地

2 申請理由

3 確認する国有地・県有地

国道 号、県道 線  
一般河川 川、廃川廃道敷、未利用道路、河川用地である県有地  
( )

4 添付図書

位置図、案内図、地図（公図）、土地所有者一覧表、全部事項証明書（土地）、申請者（代理人を選任している場合は当該代理人を含む。）の身分証明書等（※）、  
その他（ ）

（※）運転免許証、健康保険証、パスポート、土地家屋調査士であることの資格証明書等の写し、又は印鑑証明書（申請日の3か月以内に交付を受けたもの）

(様式第1号の裏)

### 境界確認申請に当たっての注意事項

境界確認は、申請地と国有地・県有地との境界について、相互に意思の確認を行うものであります。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため、境界確認書の取り交わしを行うこととなります。

以上の趣旨を御理解され、申請に当たっては、下記事項に十分御留意ください。

#### 記

- 1 境界確認を申請する方は、次の要件を具備しなければなりません。
  - (1) 申請地の所有権を有しているか、又は、所有権者から委任を受けていること
  - (2) 未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって行い、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと
- 2 前記1(1)の委任の例は、おおむね次のような場合です。
  - (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき
  - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき
  - (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき
- 3 申請書は押印の上、次の図書を添付してください。なお、(3)地図(公図)、(5)全部事項証明書(土地)、(8)戸籍謄本等の原本還付を希望する場合は、原本とその写しを各1部提出してください。原本と相違ないことを確認した上で、写しを受領し、原本を返却します。
  - (1) 位置図  
縮尺 1/10,000~1/50,000の地図
  - (2) 案内図  
代表的目的物から現地までの経路を示すもの
  - (3) 地図(公図)  
不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の内容を法務局が証明したもの
  - (4) 土地所有者一覧表  
申請地の隣接地等の所有権者の住所・氏名を記載した一覧表
  - (5) 全部事項証明書(土地)  
申請地の全部事項証明書(土地)で、申請日の3か月以内に交付を受けたもの
  - (6) 身分証明書等  
申請者(代理人を選任している場合は当該代理人を含む。)の身分証明書等(運転免許証、健康保険証、パスポート、土地家屋調査士であることの資格証明書等)の写し又は印鑑証明書(申請日の3か月以内に交付を受けたもの。)
  - (7) 委任状  
委任者が押印したもの(境界確認に関する一切の権限を委任する旨の委任状)
  - (8) 戸籍謄本等  
申請者(代理人を選任している場合は委任者)が全部事項証明書(土地)の所有権者と一致しないときは、相続登記未了による場合には戸籍謄本等、その他所有権移転登記未了による場合には土地売買契約書の写し等、申請地の所有権者を明らかにする書類を添付してください。
  - (9) その他参考資料  
境界確認する上で参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等の資料があれば添付してください。
- 4 境界確認する財産に公物管理者が他にある場合、申請人は所長に境界確認を申請することを事前にその公物管理者に知らせてください。
- 5 同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会い依頼については、申請人が行ってください。
- 6 境界確認が成立した場合は、境界確認書の取り交わしを行いますので、申請人は、速やかに確認が成立した境界の基本点・曲がり点を明示した図面(申請地の実測図等に明示したものが望ましい。)を添付した境界確認書を2通提出してください。  
なお、境界確認書は押印の上、添付図面と割印してください。
- 7 境界杭は、原則として境界確認書の取り交わしを行ったあと、速やかに県土整備事務所と立会いの上設置するものとします。
- 8 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合には、その手続きを行ってください。
- 9 その他、境界確認に関して疑義がありましたら、事務所へお問い合わせください。